

鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、鎌倉市介護従事者資格取得補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、将来の介護サービスの安定的供給を確保するため、介護職員の人材確保と専門性の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象となる費用)

第3条 補助の対象となる費用は、厚生労働省が定める実施要綱等に沿って行政機関や学校法人、民間企業などの養成機関が実施している介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）又は介護職員に係る実務者研修（以下「実務者研修」という。）の費用（研修に必須のテキスト代及び実習費を含む。）とし、当該研修を実施した機関に直接支払った額とする。

(補助の対象者)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第7条に定める申請手続時に次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 鎌倉市に住民登録があり、初任者研修又は実務者研修を修了し、かつ市内の介護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該事業を行うために設置した事業所、同法に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院並びに同法に規定する基準該当居宅サービス事業、基準該当居宅介護支援事業、基準該当介護予防居宅サービス事業及び基準該当介護予防支援事業を行う事業所をいう。以下同じ。）に勤務する者
- (2) 初任者研修又は実務者研修を修了し、かつ鎌倉市内の介護事業所に1年以上継続して勤務している者

(補助の要件)

第5条 この補助金は、次の各号のすべてに該当する者を交付の対象とする。

- (1) 第7条に定める申請書等の提出日において、初任者研修又は実務者研修を修了しており、かつその修了日が申請書等の提出日の属する年度であること
- (2) 第7条に定める申請書等の提出日において、介護保険法の規定により神奈川県知事又は市長の指定を受けた鎌倉市内の介護事業所に勤務している者
- (3) 第3条に掲げる研修の費用に対して、他に補助（本要綱の補助を含む。）を受けていない者

(交付額)

第6条 この補助金の交付額は30,000円とする。ただし、第3条に定める研修の費用が30,000円未満である場合はその金額と同額とする。

(申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修費用として支払った費用の領収証の写し
- (2) 研修実施者が発行した研修修了証明書の写し
- (3) 就業先の介護事業所が発行する鎌倉市介護従事者資格取得助成事業就業証明書（第6号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請について変更が生じた場合は、速やかに鎌倉市介護従事者資格取得補助金変更申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

3 第1項に定める手続きは、研修を修了した日の属する年度の3月末日（その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日以外の当該期日前における直近の日）までに行わなければならない。

(補助の決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、交付の可否を、鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前条第1項に規定する申請は予算の範囲内において先着順により交付の可否を決定することとする。

(補助の中止等)

第9条 補助金の交付決定後において、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の支払いは行わないものとする。

- (1) 第4条又は第5条に定める要件を満たさない場合
- (2) 申請者以外の者が研修の費用を支払った場合
- (3) その他、補助金の交付要件を満たさない場合

2 前項の規定に該当する場合は、申請者は速やかに鎌倉市介護従事者資格取得補助金中止届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の届出があった場合は速やかに鎌倉市介護従事者資格取得補助金交付中止通知書（第5号様式）により中止を通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 市長は、第8条の通知後、速やかに申請者に対して補助金の支払を行う。

(補助金の返還)

第11条 市長は、虚偽その他不正な手段による申請により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から当該補助金の一部又は全部を返還させることができるものとする。

(法令遵守等)

第12条 申請者は、補助事業等を実施することの社会的な責任を自覚し、当該補助事業等の実施に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守しなければならない。

2 市長は、補助事業等の実施に係る申請者の法令等の遵守状況について確認するため、必要な報告を求めることができるものとする。

3 申請者は、前項の規定による報告を求められたときは、市長に対し報告を行わなければならない。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）を準用する。

付 則

この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年1月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。